

第1回九頭竜川流域委員会準備会議 骨子

平成13年7月26日(木)午前10時から福井ワシントンホテルにおいて、第1回九頭竜川流域委員会準備会議(以下、「準備会議」という。)が開催されました。

会議の開催するにあたり最初に主催者である近畿地方整備局及び福井県の両者から挨拶が行われました。引き続き事務局により「準備会議の設立について」の趣旨説明及び九頭竜川流域概要についての説明がなされました。

次に「九頭竜川流域委員会準備会議規約」について事務局案が各委員から了承されたのを受けて、規約第7条1項に基づき、委員の互選による議長選出が行われ、選出された議長に対し主催者から諮問書が手渡されました。議事においては、「準備会議の運営方針」、「準備会議の公開」、「準備会議のスケジュール」についてご審議を頂きました。

主な会議内容と審議を踏まえての決定事項は以下のとおりです。

・規約(案)について

事務局の示した九頭竜川流域委員会準備会議規約(案)が承認されました。

・議長選出

池淵委員を推挙する意見があり、委員全員の賛同を得て、池淵委員が議長に決定しました。

・準備会議の運営方針(案)について

事務局の示した準備会議の運営方針(案)が了承されました。

・準備会議の公開(案)について

1.取材の方法について

会議風景のTV・ビデオ撮影・写真撮影及び発言の録音については、審議の進行に支障を来さない範囲で原則的に自由とします。

ただし、流域委員会のメンバー選出等に際し、個人のプライバシーに関わる部分の報道については、マスコミに対し常識やモラルを踏まえた扱いを求めます。

2.会議の傍聴対象者

原則的に制限しないこととしますが、会場に入りきらない場合には先着順とします。

なお、準備会議から事務局に対し、できるだけ大きな会場を用意すること、も

し傍聴者が入りきらない場合に会場でモニター等による傍聴が可能となるよう措置を講ずることの要請がありました。

3．会議開催の案内

会議開催の案内については、記者クラブに対する情報提供、福井工事事務所・福井県等のホームページ、及び県や流域市町村の広報紙により行うこととします。また、有料広告については行わないものとします。

なお、流域市町村の広報紙による開催案内については、事務局から市町村に対して記事掲載のお願いを行い、掲載するか否かについては各々の市町村の判断に委ねることとします。

4．会議資料等の公開

準備会議資料については、原則的に公開します。議事録については、すべて内容を公開すると膨大となるため、決定事項（骨子）のみを公開します。

公開する場合の方法については、福井工事事務所や県等のホームページに掲載するとともにニュースレターを作成し、配布するものとします。

配布する場所については、近畿地方整備局、福井県、福井工事事務所（出張所を含む）、福井県の出先機関（土木事務所等）等とします。

会議資料の供覧・貸し出しについては、近畿地方整備局、福井県、福井工事事務所（出張所を含む）、福井県の出先機関（土木事務所等）において行います。

5．個人名等の公開

委員選定段階での個人名等の公開の取り扱いについては、審議段階では伏せることとします。

6．記者会見

準備会議終了後の記者会見は、行いません。ただし、議長が必要と認めるときは、記者会見を行います。またこの場合、一般傍聴者も参加できるものとします。

7．その他

一般傍聴者の会議での発言は、原則として認めないこととしますが、その取り扱いについては議長の判断に委ねることとします。

・準備会議のスケジュール（案）について

第2回準備会議は、9月25日午前中を、第3回準備会議は、11月12日午前中を予定します。